

査答申情第 48 号

平成 26 年 6 月 3 日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 石 田 榮 仁 郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 1 月 29 日付け生市活第 105 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「認可地縁団体ひかりが丘自治会駐車場事業報告書 平成 19 年度～平成 23 年度」の不存在決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第 47 号）

### 第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成24年6月25日付け生市活第98号で行った行政文書の不存在を理由とする開示しない旨の決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

平成24年6月14日付けで異議申立人が実施機関に対して行った「認可地縁団体ひかりが丘自治会駐車場事業報告書（平成19年度～平成23年度）」（以下「本件行政文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が行った本件決定を取り消し、開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

認可地縁団体ひかりが丘自治会は駐車場を所有管理し、毎年収益を上げていながら平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、正当な理由なく法人税の申告納付を行っておらず、生駒市は、同自治会から本件行政文書の提出を求め、適正な指導をする必要があったにも関わらずこれを放置した。生駒市は不正な税務処理を把握し、適正な処理を行う必要があったことから、本件行政文書は存在するはずである。

よって、本件行政文書を保有していないとの不存在理由は不当である。

### 第3 実施機関の主張の要旨

異議申立人の主張する「適正な指導・処理」と本件行政文書の存否の関係は、概ね次のとおりである。

1 法人市民税は、資本金の額と従業員の数により決定される均等割と法人税額によって決定される法人税割の合計が課税される。

ひかりが丘自治会に対しては、当初課税を行っていなかったが、監査委員からの勧告を受け、法人税の申告が行われていなかったため、法人市民税の均等割についてのみ課税を行った。しかし、法人市民税の均等割は、資本金の額と従業員の数により決定されるため、本件行政文書の提出を求める必要はなかったことから、本件行政文書は保有していない。

- 2 ひかりが丘自治会は、生駒市が認可した認可地縁団体である。しかしながら、市町村長は認可を受けた団体に対しては一般的監査権限を有しないとされていることから、地縁による団体の性格に鑑み、公的な関与は出来るだけ少なくするのが適当である。

本件行政文書は、ひかりが丘自治会の会計文書の一つであると推測できるが、生駒市が認可した地縁団体という理由で、市に監督・指揮を行う権限はないため、本件行政文書は保有していない。

- 3 生駒市は、各自治会に対し自治運営全般に係る補助として、自治振興補助金を毎年度交付し、その補助金の適正化、確認のために実績報告書を提出させている。この報告書は、具体的には自治振興補助金の会計処理について確認するため、一般会計の決算書で確認している。したがって、市からの補助金等に係わる文書でない駐車場事業会計報告書まで提出は求めているため、本件行政文書は保有していない。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、認可地縁団体ひかりが丘自治会が事業として駐車場を所有・管理する際に作成した平成19年度から平成23年度の駐車場事業報告書である。

##### 2 条例第11条第2項の該当性について

- (1) 実施機関は、監査委員から「ひかりが丘自治会に係る法人市民税につ

いての調査等が不十分であるとして、調査のうえ適正な処理を行うこと。」との勧告を受け、実施機関は法人市民税の均等割についてのみ課税を行った。

ひかりが丘自治会は、生駒市税条例第13条第1項第3号に該当する法人で、均等割額及び法人税割額の合算によって法人市民税が課税される。

均等割の税率は、同条例第17条第2項で資本金や従業者数の法人の区分に応じて定められている。また、法人税割は、同条例第22条で国の法人税額の100分の14.7と定められている。このことは、法人市民税を課する場合、収支状況を示すような書類は必要ないことを示している。

よって、本件行政文書を保有していないとする実施機関の主張には、合理性が認められる。

- (2) 実施機関は、地方自治法第260条の2の規定に基づき、ひかりが丘自治会に対し、地縁団体としての認可を行った。

同条第1項では「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下、本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と規定されている。

また、同条第6項においては、「当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。」と規定されている。

これら地方自治法の規定では、認可地縁団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有することを目的に設置され、公共団体その他の行政組織の一部とすることはできないものである。

このことは、生駒市が認可した地縁団体であっても、地縁による団体としての性格に鑑み、当該団体に対する一般的監督権限を有せず、公的な監督・指導は行うべきでないことを示している。

以上のことから、本件行政文書を保有していないとする実施機関の主張には、合理性が認められる。

- (3) 実施機関は、認可地縁団体ひかりが丘自治会に対し、自治会運営の全般に係る補助として、生駒市自治振興補助金交付要綱第1条に基づき、自治振興補助金を毎年度交付している。

同要綱第6条第2項第2号によると実績報告に際し、収支決算書の提出を求めている。他方、同補助金交付に際し、本件行政文書である駐車場事業会計報告書までの提出を求める規定は見当たらない。

したがって、本件行政文書を保有していないとする実施機関の主張には、合理性が認められる。

- 3 以上のとおり、本件行政文書を保有していないとする実施機関の主張に合理性が認められることから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

### 審査会の審査経過

| 年 月 日                    | 処 理 内 容                        |
|--------------------------|--------------------------------|
| 平成25年1月29日               | ・実施機関からの諮問を受けた。                |
| 平成25年3月14日               | ・実施機関から理由説明書の提出を受けた。           |
| 平成25年3月25日               | ・異議申立人から意見書の提出を受けた。            |
| 平成25年8月8日<br>(第87回審査会)   | ・概要を確認し、審議に必要な調査を指示した。         |
| 平成25年11月19日<br>(第90回審査会) | ・概要を再確認し、審議を行った。               |
| 平成25年12月17日<br>(第91回審査会) | ・審議を行った。                       |
| 平成26年2月6日<br>(第92回審査会)   | ・実施機関の口頭理由説明を実施した。<br>・審議を行った。 |
| 平成26年3月3日<br>(第93回審査会)   | ・異議申立人の意見陳述を実施した。<br>・審議を行った。  |
| 平成26年4月4日<br>(第94回審査会)   | ・審議を行った。                       |
| 平成26年5月12日<br>(第95回審査会)  | ・審議を終結し、答申案を決定した。              |

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

| 氏 名                     | 所 属・団 体 名    | 備 考     |
|-------------------------|--------------|---------|
| いし だ ひでじろう<br>石 田 榮 仁 郎 | 近畿大学名誉教授・弁護士 | 会 長     |
| かな たに しげ き<br>金 谷 重 樹   | 摂南大学教授       | 会長職務代理者 |
| お緒 がた けん し<br>緒 方 賢 史   | 弁護士          |         |
| た なか ひろ よし<br>田 中 啓 義   | 弁護士          |         |
| わ じま み え こ<br>和 島 美 枝 子 | 弁護士          |         |